

藤枝市市民協働指針・ 行動計画2020



※キャッチフレーズ「輪起相合」は、市民と一緒に(輪)、新しい活動を始め(起)、パートナーとの連携の中で(相)、共に手を取り合い(合)、課題に取り組んでいく社会の創造を目標に、「笑顔の絶えない“わきあいの藤枝市”」の実現を目指すものです。

令和2年3月



藤枝市
Fujieda City

ごあいさつ

近年、急速に進む少子高齢化や、今までに経験したことのない人口減少社会の到来など、わが国の社会環境は、大きく変化しており、私たちの生活に密着した地域課題も多種多様化しております。

藤枝市では、次の時代も「選ばれ続けるまち ふじえだ」をスローガンに掲げ、市民生活の基本となる4K施策（健康・教育・環境・危機管理）に重点的に取り組み、定住人口の拡大とまちの賑わいの醸成に努めております。

本市の掲げる市民協働指針と行動計画は、多様な主体がお互いの自主性を尊重し合いながら、将来にわたり、笑顔が絶えないまちを築くためのものです。「協働のあり方」について、市民の皆様と行政が共通認識を持つための基本的な考え方と、それぞれが取り組む内容を示しています。

平成26年度に「藤枝市新市民協働指針・行動計画」を策定して以来、本市では様々な分野で「協働」が進み、地域の活力が生まれています。また、協働の進展とともに、コーディネート機能の強化などが求められていました。さらに、東日本大震災や台風・局地的な風水害など全国各地で発生している自然災害被災地でのボランティア活動など、人と人とのつながりや、支え合いの精神などの重要性が注目されております。

こうした中、市民活動団体や、地域、企業・事業所、教育機関など、様々な主体や市民ボランティアとの協働は、ますます重要性が高まっております。今回の改定では、これまでの課題を踏まえ、さらなる協働の推進に向けた指針と実のある行動計画となっています。

引き続き、市民の皆様のご理解とご協力のもと、協働による活力あふれる明るいまちづくりを推進してまいります。



藤枝市長 北 村 正 平

目次



第1章

基本的な考え方

01

1 協働指針・行動計画の改定趣旨	01
2 改定のポイント	01
3 協働指針・行動計画の位置づけ	02
4 計画期間	02
5 計画策定の組織・体制	02
6 現状と課題	03

第2章

市民協働指針

04

1 基本理念	04
2 市民協働とは	05
3 協働の原則（パートナーシップのイメージ）	07
4 市民協働によって期待される効果	08
5 市民活動の推進に向けて	08
6 基本指針	09

第3章

行動計画

11

1 計画の概要	11
2 計画期間	11
3 事業計画	11
4 推進体制	15
5 進行管理（評価）	16
6 目標値	16

第4章

資料編

17

1 基礎資料	17
2 計画策定スケジュール	33
3 協働推進懇話会	34
4 計画策定組織	36
5 ふじえだ市民活動支援センターの概要	37

第1章

基本的な考え方

1 協働指針・行動計画の改定趣旨

近年、社会を取り巻く状況が急激に変化する中で、市民の生活様式の変化とともに地域の課題もこれまでと比較にならないほど多様化し、複雑さを増しています。同時に、誰もが求める豊かで幸せな暮らしに対する考え方も多様化し、よりきめ細やかな公共サービスの必要性が高まっています。

こうした課題をいち早く解決し、市民一人ひとりが満足できるまちを創造し、より多くの人々に選ばれる藤枝市を目指すためには、行政とともに市民や企業、教育機関などが一体となり、まちづくりを進めていくことが最も重要であり、効果的です。

藤枝市では、平成 26 年度に「藤枝市新市民協働指針・行動計画」を策定し、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間で市民協働を進めてきましたが、社会情勢が変化の中で、さらに市民と行政とがお互いの自主性を尊重し、対等な立場で協力・連携しながら、地域課題や社会的課題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。

このような中、真に住み良いまちづくりを目指し「選ばれるまち」を実現するため、これまで以上に身近できめ細やかな公共サービスの提供に向け、市民活動団体と行政をはじめ、市民（個人のボランティア活動などを含む）、地域、自治会・町内会、企業・事業所、教育機関、関係団体などによる幅広い連携を推進し、産学官民一体となったまちづくりのさらなる実現に向けて、これまでの「新市民協働指針・行動計画」を改定しました。

2 改定のポイント

少子高齢化の進展、人口減少社会、大都市への人口集中と地方都市の人口減少、風水害など大規模災害に対する防災対策、外国人の増加による多文化共生社会への取り組みなど、社会情勢は急激に変化しています。

このような中、今回の改定においては、高齢者が健康に暮らし、生き生きと活躍することができる環境づくり、女性が働きやすい環境を確保するための活動や地域社会の中で活躍することができる環境づくり、高校生や大学生を含めた若い世代が藤枝市に魅力を感じ、やりがいや生きがいのある活動ができる環境づくり、外国人の増加に伴う多文化共生社会の実現に向けた環境づくりなど、藤枝市ならではの視点で協働のまちづくりのさらなる推進に向けた協働指針・行動計画としました。



3 協働指針・行動計画の位置づけ

「市民協働指針・行動計画 2020」は、第5次藤枝市総合計画の基本目標の1つでもある「創意に満ちた協働のまちで暮らそう」を実現し、次期総合計画への礎となる、市民参加と市民協働をさらに推進していくための方向性や取組事項を示すものです。

4 計画期間

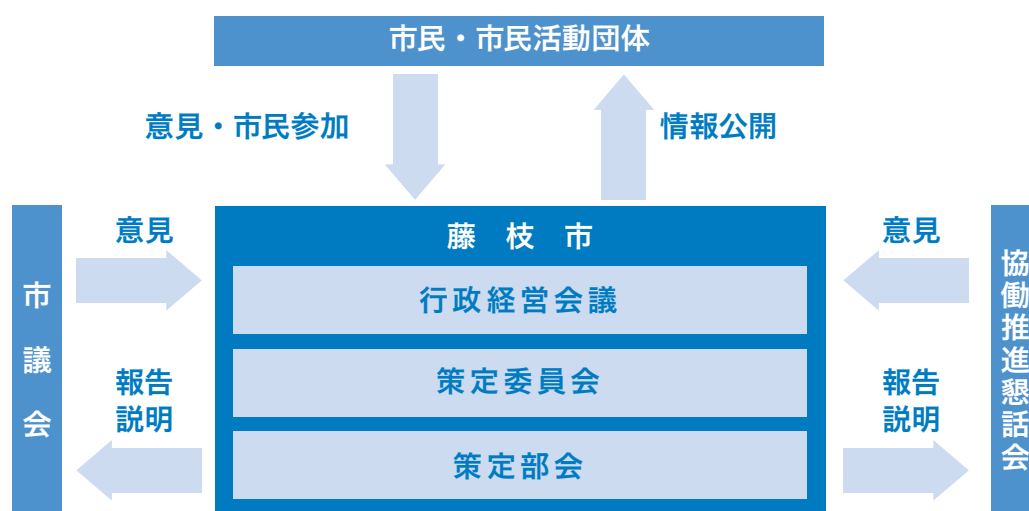
「市民協働指針」は長期的な目標であり、特に期間を定めるものではありませんが、社会情勢の変化などを踏まえ、適宜見直しを行います。

また、「行動計画」は、令和2年4月から令和8年3月末までの6年間を計画期間とし、藤枝市総合計画などの上位計画との整合性を図るとともに、状況に応じて見直しを行います。

5 計画策定の組織・体制

計画策定においては、市民アンケートや市民活動団体実態調査、パブリックコメントを実施し、様々な意見や要望などの市民ニーズを踏まえた上で、施策の反映に努めました。

また、庁内の組織として策定委員会、策定部会による策定作業を進め、策定過程では、市民活動団体や学識経験者などの外部委員で組織した協働推進懇話会を設置・開催し、経過報告や意見聴取などを実施して策定しました。





6 現状と課題

(1) 市民意識（市民アンケートより）

市民アンケートによると、市民協働の推進が必要と考える市民の割合は高いものの、自治会や町内会などの地域活動以外の市民活動（市民による個人のボランティア活動などを含む）への参加は少ない状況にあります。

また、過去に市民活動に参加したことがある市民が全体の 8 割を占め、市民活動に参加したことのない市民については、「時間がない」「活動を知らない」などの理由があげられた一方で、イベントや清掃・美化、文化・芸術などの活動への参加意欲も伺えます。

(2) 市民活動団体の現状（市民活動団体実態調査より）

市内には、平成 31 年 3 月末現在で市民活動団体が 533 団体、NPO 法人が 33 法人ありますが、市民活動団体実態調査によると、会員の高齢化、新規会員の加入がない、活動資金の不足、活動拠点の確保が難しいといった課題を抱えながら活動している団体もあります。

また、市に対しては、情報提供の不足による効果的な情報発信が求められています。

(3) 協働事業の現状

市民協働事業については、これまでの取り組みにより増加傾向にありますが、引き続き、拡大に向けて推進していくことが重要です。

(4) 地域コミュニティ活動の現状

藤枝市における地域コミュニティ活動は、参加率も高く、市民による生活に密着した活発な活動実態が伺えます。

しかし、多様化するニーズが拡大する中、新たな活動の創出やこれまでにない協働を模索するなど、新たな展開が必要になります。

(5) まとめ

- ・市民協働の推進への必要性の意識は高い。
- ・自治会や町内会などの地域活動への参加者は多い。
- ・イベント、清掃・美化、文化・芸術などの市民活動への参加意識は高い。
- ・会員の高齢化、会員や活動資金の不足、活動拠点の確保などに関する課題を抱えている団体もある。
- ・市民活動へ参加するための市からの効果的な情報発信が求められている。

市民協働指針

1 基本理念

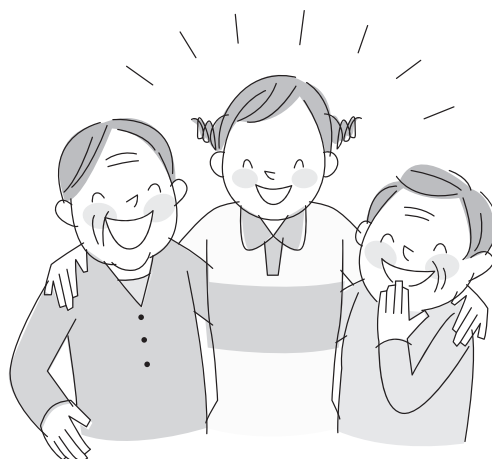
藤枝市では、市民参加と市民協働を推進することで、市民自らが地域の課題に向かい、市民活動団体や企業・事業所、教育機関、行政など様々なパートナーシップのもと、協働で課題を解決していく「創意に満ちた協働のまち」を目指しています。

このような中、多様化する市民ニーズに対応したきめ細やかなサービスを、様々な協力体制をもとに実現していくための環境づくりを基本指針としてまとめました。

キャッチフレーズ 輪起相合

解説

輪起相合（和気藹藹）は、『性別や国籍に関わらず全ての市民と一緒に（輪）、新しい活動をはじめ（起）、行政や様々なパートナーとの同等の関係の中で（相）、共に手を取り合い地域課題に取り組んでいく（合）社会の創造』に向けて、将来にわたり、「市民の皆様の笑顔が絶えない“わきあいあい”の藤枝市」の実現を目指していきます。





2 市民協働とは

(1) 市民協働の概念

本指針の中で『協働』とは、「公共の領域において市民活動団体と行政をはじめ、市民、地域、自治会・町内会、企業・事業所、教育機関などがお互いに対等かつ自由な立場で、それぞれの特性を活かしつつ、社会的な役割を踏まえ、共通の目的の達成に向けて、連携・協力して課題の解決に取り組む」ことを言います。

(2) 市民協働の重要性

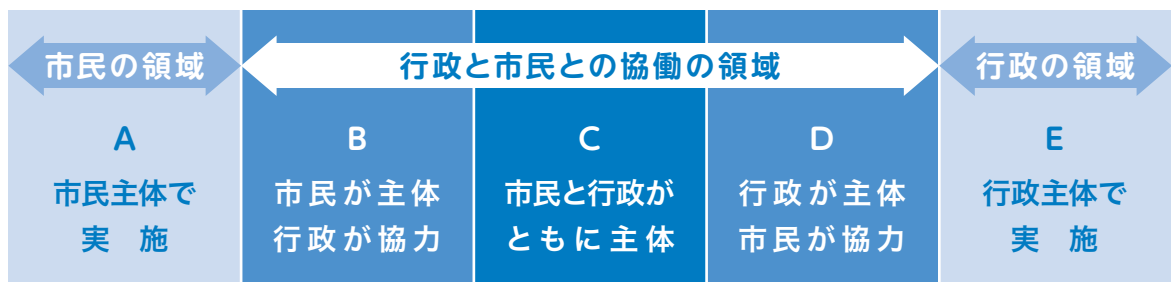
社会情勢の急激な変化とともに、地域の課題も多様化・複雑化しており、行政単独では解決できない課題が山積み、市民の、市民による、市民のための自発的・自主的な活動が求められ、公共サービスに近い公共的サービスの必要性が高まってきました。

このため、市民の力を活かし、「創意に満ちた協働のまち」の創造に向けて、市民の意志や参画を重視した市民一人ひとりの声が反映できる協働のまちづくりを推進していくことが重要となります。

(3) 市民協働の領域

公共サービスを含めた協働の領域として、「市民が行うもの」「行政が行うもの」「市民と行政が協力して行うもの」があり、そのあり方は時代とともに変化しています。また、「企業・事業所」や「教育機関」を含めた関係団体など、協働形態においてもそれぞれの特性を活かし、スムーズな課題解決に向けた連携の形の模索が必要となっています。

(4) 行政と市民との協働の領域

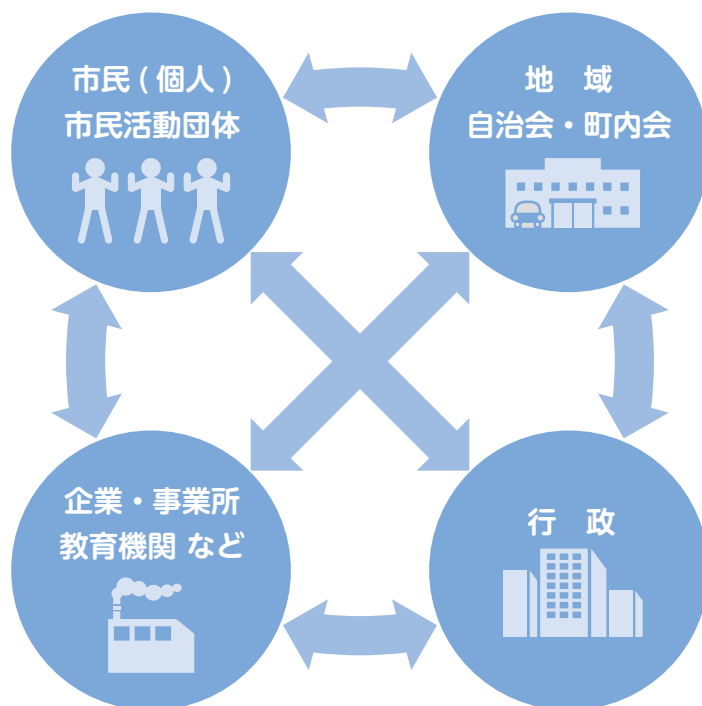


- 本図は、行政と市民活動団体などとの協働の領域を示したものです。
- 市民協働の領域はB～Dであり、A及びEは協働する部分がないため、市民協働の領域外となります。

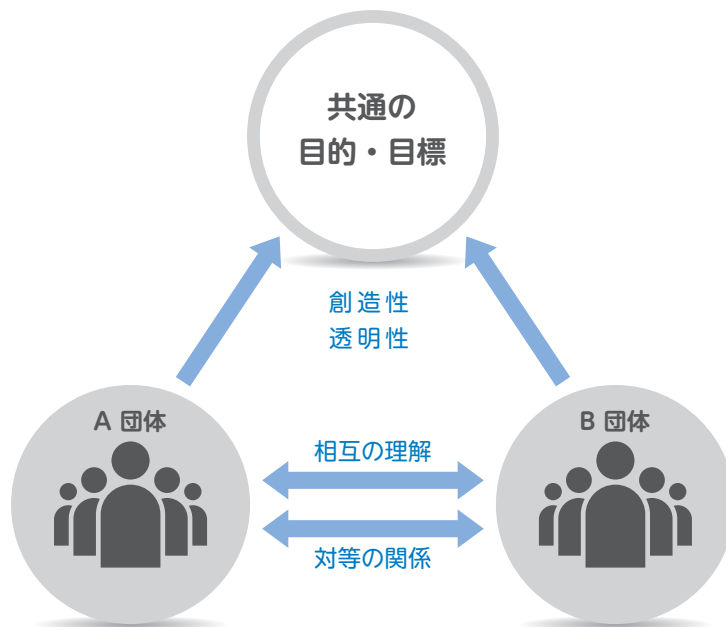
(5) 市民協働の対象活動

- 自主的に行う公共性のある活動
- 営利を目的としない活動
- 政治及び宗教を目的としない活動
- 公序良俗に反しない活動

(6) 市民協働における連携のイメージ



3 協働の原則（パートナーシップのイメージ）



（１）相互理解の原則

協働事業では、相手の立場やお互いの特性を良く理解し、信頼関係を築く必要があります。

（２）役割分担の明確化の原則

協働事業では、お互いの特性が発揮できるように果たすべき役割や責任を明確に分担する必要があります。

（３）共通の目的と目標設定の原則

協働する主体は、同じ目的と課題解決に向けた同じ目標を設定する必要があります。

（４）対等の原則

協働する主体は、上下関係や依存関係ではない対等な立場で合意形成し、お互いの能力や資源に見合った役割と責任を果たす必要があります。

（５）自主性・自立性の尊重の原則

協働事業の実施にあたり、各主体の持つ自主性を損なうことなく、お互いに自立した状態を維持する必要があります。

（６）情報公開・情報共有の原則

協働事業では、各主体の情報を積極的に公開し、透明性を高め、情報の共有化に努め、事業に参加しやすい環境をつくる必要があります。

（７）評価の原則

協働事業の主体同士は、お互いをよく理解し合い、効果的な事業の推進に向けて、事業を評価する必要があります。

4 市民協働によって期待される効果

地域に暮らす市民に対して、市民活動団体、地域、企業・事業所、教育機関、行政などが協働してより質が高く、きめ細やかなサービスを提供することができ、市民生活の向上をもたらします。

また、協働の担い手である市民と行政にとっても、それぞれの組織の活性化につながる新たな効果が期待できます。

（１）市民にとっての効果

協働によって、公共サービスの向上と公共サービスの選択肢が増え、市民主体のまちづくりが期待でき、地域の課題を主体的に解決することで、自治意識が高まり、地域力が向上します。加えて、公益的な活動へ参加する機会が増加する効果があります。

（２）自治会や町内会、市民活動団体にとっての効果

協働によって、自治会や町内会では活動の活性化につながり、市民活動団体では、活動機会が増えて組織が活性化するとともに、活動実績や信頼度が高まり、その目的を効果的に実現できる効果があります。

（３）企業・事業所、教育機関などにとっての効果

協働によって、企業や事業所、教育機関などは、社会貢献・地域貢献としての活動機会が増えるとともに、地域における信頼度が高まり、企業や事業所、教育機関などへの理解や評価が高まる効果があります。

（４）行政にとっての効果

市民ニーズに合ったきめ細やかな公共サービスを効果的・効率的に提供し、市民の意見などを反映した施策などの立案や事業が実施でき、市民主体のまちづくりや地域の発展につながる効果があります。

5 市民活動の推進に向けて

（１）市民活動支援センターの活用

市民活動団体の活動の継続や拡充、または新たな市民活動団体の立ち上げには、市民活動の活性化とともに、活動拠点施設としての「市民活動支援センター」を有効に活用することが重要になります。



(2) 既存市民活動団体の存続に向けて

既存の市民活動団体が存続するためには、新たな会員の確保と自主財源の確保などが重要になります。

(3) 新たな活動や市民活動団体の立ち上げ

新たな活動や市民活動団体の立ち上げには、様々な活動の情報提供や誰もが参加できるイベントなどの開催のほか、既存の市民活動団体や新たに市民活動を始めようとしている市民への情報提供などの支援が必要となります。

(4) 地域コミュニティの維持・促進

地域コミュニティを維持し活性化するためには、地域独自の課題を地域に合った方法で解決していく必要があります。

(5) まとめ

市民活動団体における活動の継続や拡大に向けては、組織体制の強化により活動基盤の安定を図り、新たな市民活動団体を立ち上げるためには、よりきめ細やかな情報発信や相談体制の充実が必要となります。

6 基本指針

(1) 協働意識の醸成を進めよう

行政だけでは解決できない課題を市民目線で捉え、市民とともに施策を決定し、市民や市民活動団体、企業等のアイデアや知識などを活かし、多様なニーズに対応したサービスを提供する意識づくりを進めます。

また、市民一人ひとりが自ら意見を述べることができる環境が必要であり、市民参加意識の向上が重要となります。

- ①市民協働の啓発を推進します
- ②行政の意識改革に向けて取り組みます
- ③市民の意見を聴く機会を拡大します
- ④市民の活動機会の拡大に取り組みます

(2) 市民が活動しやすい環境整備を目指そう

市民活動の活性化に向け、人材や財源の確保など活動に必要な環境整備が重要となります。

活動拠点の確保や活動補助制度の充実など、市民活動環境の充実を目指します。

- ①市民活動の財源確保の支援に取り組みます
- ②人材の発掘・育成に取り組みます

(3) 市民活動の支援体制を充実させよう

市民活動の支援に向けては、市民活動団体の運営強化や活動方法への助言、連携するパートナー選びなど、一団体だけでは対応できないことが発生するため、市民活動の支援体制の強化により、活動基盤の充実を図ります。

- ①市民活動支援センターの充実・強化を図ります
- ②効果的な情報の受発信を進めます
- ③市民活動団体の活動基盤の強化に取り組みます
- ④市民活動団体同士の連携を進めます

(4) 様々な主体が連携できる環境整備を進めよう

市民協働のパートナーとして、企業・事業所や教育機関による社会貢献活動・地域貢献活動など、新たなコラボレーションも求められており、市民活動団体や地域との協働も含めた、新しい協働の拡大による市民活動の活性化を図ります。

- ①市民活動団体との連携の拡大を図ります
- ②企業や事業所との連携の拡大を図ります
- ③教育機関との連携の拡大を図ります

(5) 地域課題の解決に向けた連携体制を強化しよう

地域の課題には、その地域独自の課題が発生しており、よりきめ細やかな対応が求められています。

これら様々な課題を解決するため、専門知識の活用や他地域での活動事例を参考に、市民活動団体と地域との協働の拡大を目指します。

- ①地域課題のための新たな市民活動団体の創出を支援します
- ②地域コミュニティと市民活動団体との連携の仕組みづくりを進めます

(6) 高齢者と女性の活躍を支援しよう

高齢者が積極的に社会参加し、活躍することで、生涯にわたり、生きがいのある暮らしを送ることができる社会づくりが必要となります。

さらに、女性が生き活きと輝き、さらに活躍することができる社会づくりを進めていきます。

- ①高齢者が生きがいのある暮らしを送り、活躍できる環境づくりを進めます
- ②女性が生き活きと輝き、活躍できる環境づくりを進めます



行動計画



1 計画の概要

市民協働指針を受け、将来の藤枝市があるべき市民協働の姿を模索し、多くの市民が自発的・能動的に市民参加することで、活気に溢れる生き生きとした市民が集うまちの創造に向けて、実効性の高い計画としました。

2 計画期間

行動計画は、令和2年度から令和7年度を計画期間として設定し、6年間の実績をもとに再検証し、改定していきます。

3 事業計画

(1) 協働意識の醸成を進めよう

市民一人ひとりが協働の意識を持てるように、行政や市民活動団体、企業・事業所、教育機関などが連携しながら市民参加の意識向上を図ります。

① 市民協働の啓発の推進

市民協働や市民参加の啓発を推進し、多くの市民が協働を考える機会の拡大に努めます。

- 市民協働の啓発に向けた研修会の開催
- 市民向けの協働研修会の開催
- 市民活動団体リストの更新・活用
- 市民活動事例集の改定・活用
- 市民活動情報誌の発行

② 行政の意識改革

協働事業の拡大にあたり、市職員の協働意識の向上のための事業に取り組みます。

- 職員向けの実践的な協働研修会の開催
- 協働事業の実態把握
- 市民活動に対する行政からの参加促進

③ 市民の意見を聴く機会の拡大

市民参加の拡大に向けて、市民の声を聴く機会を広げ、市民の声の反映に努めます。

- 各種計画に対する市民意見の聴取
- 市政に対する市民意見の聴取
- 直接的な市民意見の聴取（審議会や委員会への市民登用など）
- 市民の意見が聴取できる環境整備
- 市民の意向の把握



④市民活動機会の拡大

市民が市民活動を身近に感じ、参加しやすい環境の創出に取り組みます。

- 気軽に参加できる活動の実施
- 活動できる市民を広く募集する環境整備
- 市民活動に関する相談窓口の充実

(2) 市民が活動しやすい環境整備を目指そう

市民が市民活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

①市民活動の財源確保の支援

公益的な様々な活動への助成制度の活用を進めます。

- 活動の継続や拡大に向けた補助金や助成金の充実
- 団体自らが活動資金を確保できる情報提供
- 活動計画の立案支援

②人財の発掘・育成

新たな人材の発掘や育成を図り、組織の維持や強化に努めます。

- 市民向けの協働研修会の開催（再掲）
- 次世代を担う人材の育成に向けた藤枝市独自のコミュニティカレッジなどの開催（※コミュニティカレッジとは、コミュニティ活動を進める上で必要なスキルを身に付けるための講座）
- 市民活動団体の強化に向けた研修会の開催
- 個々の能力が発揮できる環境整備
- 仲間づくりなど様々な市民が集まる活動の実施
- 市民活動団体の活動をPRする場の提供

(3) 市民活動の支援体制を充実させよう

市民活動の支援に向けて、運営強化や活動方法への助言など、市民活動の活動基盤の強化を図ります。

①市民活動支援センターの充実・強化

市民活動団体を支援する市民活動支援センターの充実や強化を図ります。

- 市民活動に関する相談窓口の充実（再掲）
- 市民活動情報誌の発行（再掲）
- 市民活動の活性化に向けた講座などの開催
- 協働のまちづくりを推進するための市民協働フォーラムの開催
- 市民活動団体と市民の交流会や、藤枝ボランティアマッチングフェアなどの開催
- 県及び近隣市の中間支援組織などとの連携強化



②効果的な情報の受発信

市民活動の拡大に向けて、多くの市民に活動状況を理解していただくための積極的な情報発信と、活動に必要な情報の受信に努めます。

- 市民活動団体リストの更新・活用（再掲）
- 市民活動事例集の改定・活用（再掲）
- 市民活動団体情報の一元化（最新情報の提供）
- 市民活動情報誌の発行（再掲）
- 市ホームページやメールマガジン、フェイスブックなどでの市民活動情報の提供
- 電子機器などの使い方講座の開催

③市民活動団体の活動基盤の強化

市民活動の充実に向けた団体基盤の強化の支援を拡大します。

- 市民活動団体の強化に向けた新たな会員確保への取り組み
- 市民活動団体の強化に向けた研修会の開催（再掲）
- NPO法人化を支援する取り組み
- NPO法人への指導・育成
- 市民団体表彰による啓発（さらなる活動への意識向上）

④市民活動団体同士の連携の推進

市民団体同士が互いに持つノウハウを活かしつつ、活動の継続や拡大に向けて連携できる環境整備を図ります。

- 各市民活動団体の活動を結びつけるコーディネート体制の充実
- 市民活動団体リストの更新・活用（再掲）
- 市民活動事例集の改定・活用（再掲）
- 市民活動団体交流会の開催

（４）様々な主体が連携できる環境整備を進めよう

行政と市民活動団体をはじめ、自治会・町内会、企業・事業所、教育機関などが様々なパートナーシップのもとで、新たな協働による活動の活性化に向けた環境整備を図ります。

①市民活動団体との連携の拡大

市民活動の担い手の育成や、市民活動団体との連携による活動を拡大するための環境整備を図ります。

- 市民協働フォーラムの開催（再掲）
- 協働によるまちづくりのさらなる推進（市政運営にあたり、現在、取り組んでいる各種団体と行政との連携の継続及び新たな連携の取り組み）

②企業や事業所との連携の拡大

市民活動の担い手として、企業や事業所の専門知識を活かし、関係団体との連携を拡大します。

- 企業や事業所の専門知識の活用
- 包括連携協定に基づく事業の促進
- ふじえだマイレージプロジェクトの推進（マイレージカード所有者への各種サービスを提供するマイレージ協力店舗）
- 社会貢献しやすい環境づくり
- 市民活動資金の調達方法の研究や情報提供

③教育機関との連携の拡大

大学などの教育機関のノウハウと人材を活用した連携事業を拡大します。

- 包括連携協定に基づく事業の促進
- 学生の市民活動参加の促進
- 学識経験者の市民参加の促進（審議会や委員会への市民登用）
- 若い力の活用の促進
- リカレント教育の推進（※リカレント教育とは、生涯学習の一形態で、就労しても必要に応じて教育機関に戻り教育を受けられる循環・反復型の教育システム）

（５）地域課題の解決に向けた連携体制を強化しよう

様々な課題を解決するため、専門知識の活用や他地域での活動事例を参考に、市民活動団体と地域との協働の拡大を進めます。

①地域課題のための新たな市民活動団体の創出支援

既存の団体に加え、新たな市民活動団体の立ち上げを支援します。

- 地域の課題解決事業の取り組み
- 地域の公共施設の自主管理の実施
- 地域が独自で課題解決する取り組み
- 地域課題を地域で解決するための体制づくりの検討

②地域コミュニティと市民活動団体との連携

地域において市民活動の周知を図り、互いを補完し、連携することで地域課題の解決に向けた取り組みを進めます。

- 地域づくりやコミュニティ醸成につなげる拠点機能の強化・充実
- 地域活動拠点を活用した市民活動の拡大
- 市民活動団体リストの更新・活用（再掲）
- 市民活動事例集の改定・活用（再掲）

- 多文化共生社会に向けたまちづくりの推進
- 地域とともに学校づくりを進めるコミュニティスクールの推進

(6) 高齢者と女性の活躍を支援しよう

これまでの知識や経験を活かした高齢者の活躍や、女性の個性や能力を活かした活躍の機会を創出します。

① 高齢者が生きがいのある暮らしを送り、活躍できる環境づくり

高齢者が生き活きと健康に暮らし、活躍することができる環境づくりを進めます。

- 生きがいづくりへの支援
- 地域活動に参画するための支援

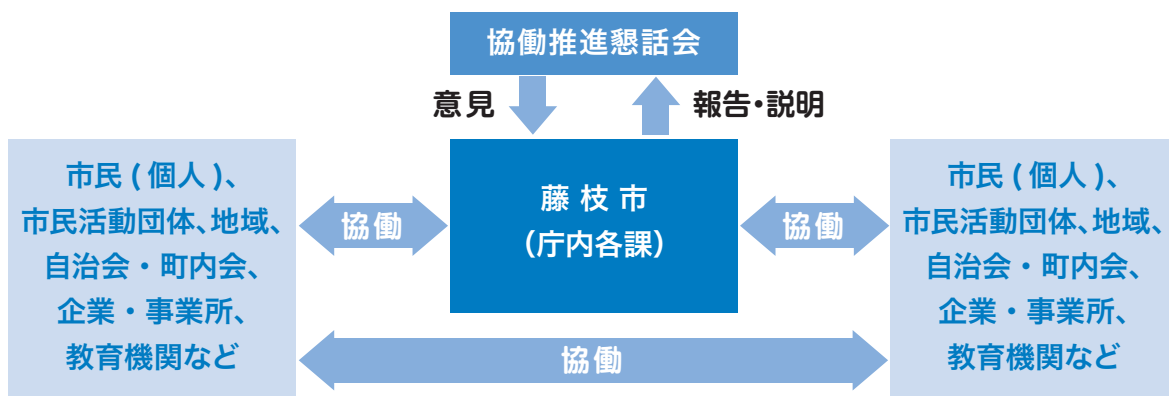
② 女性が生き活きと輝き、活躍できる環境づくり

女性の地域社会への参加を促し、活躍することができる環境づくりを進めます。

- 女性の輝きの場づくりへの支援
- 女性の個性と能力を活かした活動の情報発信と活動支援

4 推進体制

本計画の推進にあたっては、市民（個人）、市民活動団体、地域、自治会・町内会、企業・事業所、教育機関、行政など様々な主体による連携・協力のもと、協働のまちづくりを推進していきます。



5 進行管理（評価）

庁内各課が行動計画の実施状況を検証し、実効性を高めるための外部組織としての協働推進懇話会において、事業の実施状況や取組状況を毎年評価するとともに、施策を見直しながら、事業が確実に実行できるように取り組みます。

6 目標値

令和7年度までを目標期間として、それぞれの数値目標を設定しました。

①市民活動団体数

- 現 況：533団体（平成31年3月末現在）
- 目標値：600団体（令和8年3月末）

②NPO法人数

- 現 況：33法人（平成31年3月末現在）
- 目標値：40法人（令和8年3月末）

②藤枝市における協働事業数

- 現 況：177事業（平成31年3月末現在）
- 目標値：210事業（令和8年3月末）



1 基礎資料

(1) 市民意識の状況（市民アンケート）

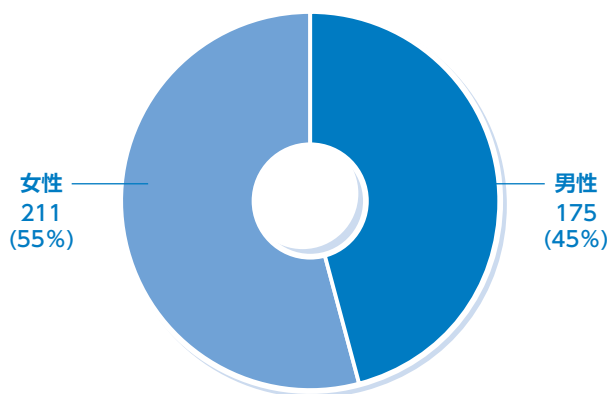
平成31年4月1日から4月26日まで、15歳以上の市民の中から年代別に125人ずつ合計1,000人を無作為に抽出し、アンケート調査を実施しました。

本結果は、有効回答386件（有効回収率38.6%）の回答内容を集計したものです。

1 基本情報

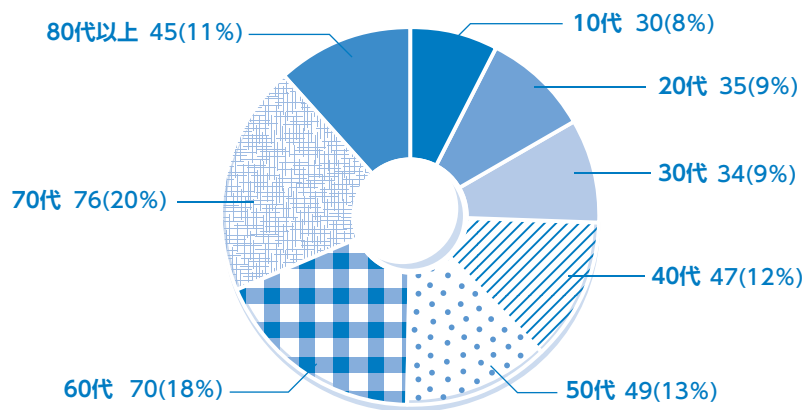
①性別（回答者数：386人）

有効回答率は「男性」が45%、「女性」が55%と女性の方が多くなりました。



②年代別（回答者数：386人）

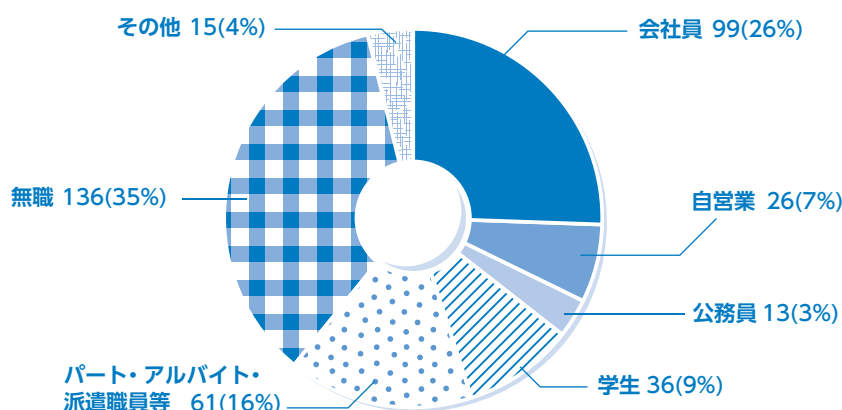
「60代」と「70代」の回答率が高く、アンケート送付者の半数以上が回答してくれました。「10代」から「30代」の回答率は、いずれも他の年代に比べて低い回答率となりました。





③職業別（回答者数：386 人）

「無職」が35%と最も高くなっていますが、これは60代以上の回答率が高いことが要因です。続いて、「会社員」「パート・アルバイト・派遣職員等」「学生」「自営業」「公務員」の順となりました。



④お住まいの地区（回答者数：386 人）

地区ごとの送付数は、ほぼ人口比率による割合となっています。回答率は「瀬戸谷地区」が57.1%、「藤枝地区」が55.7%、「大洲地区」が47.6%と高く、「青島地区」が27.9%、「高洲地区」が35.8%、「稲葉地区」が36.0%と低い結果となりました。

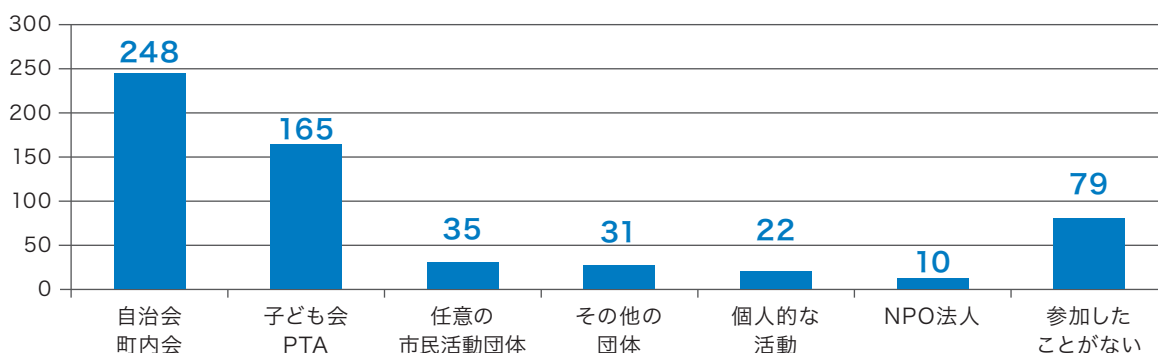
項 目	瀬戸谷	稲 葉	葉 梨	広 幡	西益津	藤 枝	青 島	高 洲	大 洲	岡 部	合 計
送付数	14	25	82	53	59	158	305	159	63	82	1,000
回答数	8	9	30	20	24	88	85	57	30	35	386
回答率	57.1	36.0	36.6	37.7	40.7	55.7	27.9	35.8	47.6	42.7	38.6

② 市民活動への参加について

問 1. これまでにどんな市民活動に参加したことがありますか。

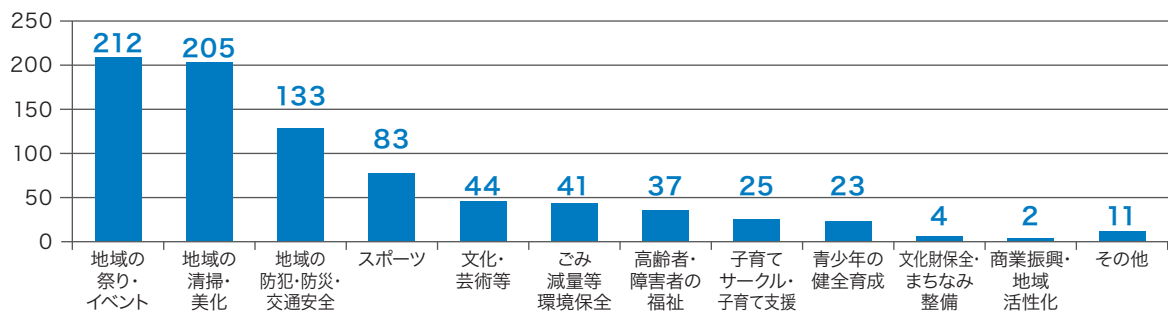
（回答者数：386 人／複数回答可）

これまでに市民活動に参加したことのある方の多くは、「自治会・町内会」や「子ども会・PTA」の活動であり、多くの方が地域の活動に参加していることが分かります。



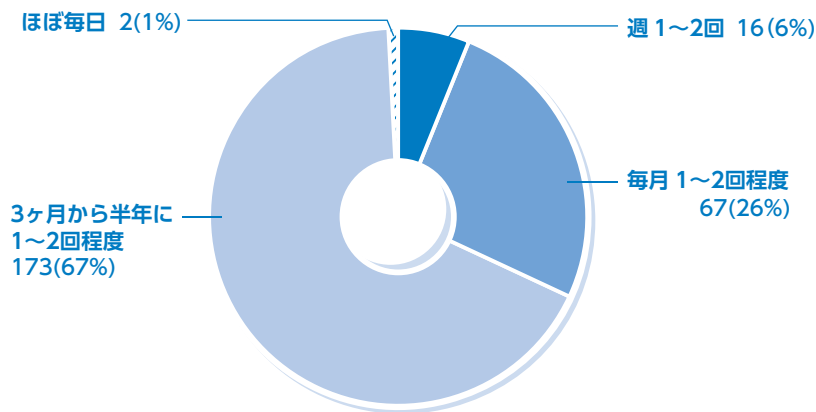
問2. 参加した活動はどのような分野の活動ですか。(回答者数：307 人／複数回答可)

「地域の祭り・イベント」「地域の清掃・美化」「地域の防犯・防災・交通安全」の参加者が多く、地域活動に対する関心の高さが伺えます。また、「福祉関係」や「青少年の健全育成」の分野では、NPO法人や任意団体のほか、個人で自主的に活動している方もみられます。



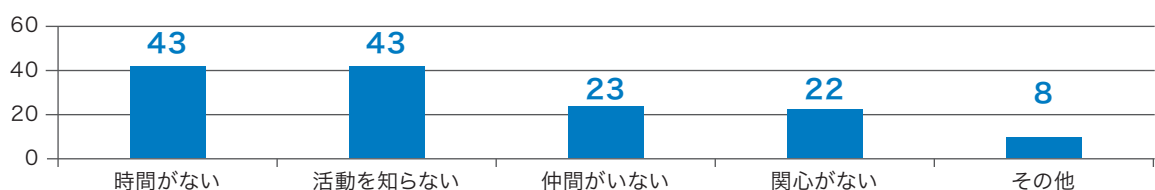
問3. 市民活動への参加の頻度はどの程度ですか。(回答者数：258 人)

67%の方が「3ヶ月から半年に1～2回程度」、26%の方が「毎月1～2回程度」となり、「ほぼ毎日」は1%です。この結果から、これまで市民活動に参加したことはあっても、その頻度は少ないことが分かります。



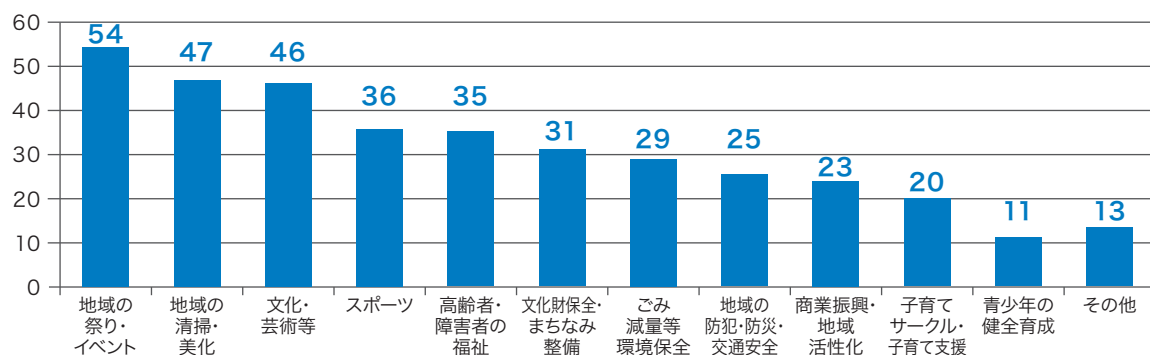
問4. 参加したことがない理由は何ですか。(回答者数：79 人／複数回答可)

「時間がない」と「活動を知らない」がいずれも同じ43人で最も多く、市民への市民活動の情報提供をさらに充実させることで、活動に参加する方が増えるのではないかと考えられます。



問 5. 今後、参加したい活動は何ですか。(回答者数：79 人／複数回答可)

過去、市民活動に参加したことのない方が、どのような分野の活動に参加したいと考えているのかを調査したところ、「地域の祭り・イベント」や「地域の清掃・美化」「文化・芸術等」の分野への関心が高い結果となりました。年代別で見ると、若い世代は比較的「スポーツ」や「子育てサークル・子育て支援」に関心が高く、年代が高くなるに従い「高齢者・障害者の福祉」「地域の清掃・美化」への関心が高い傾向となりました。

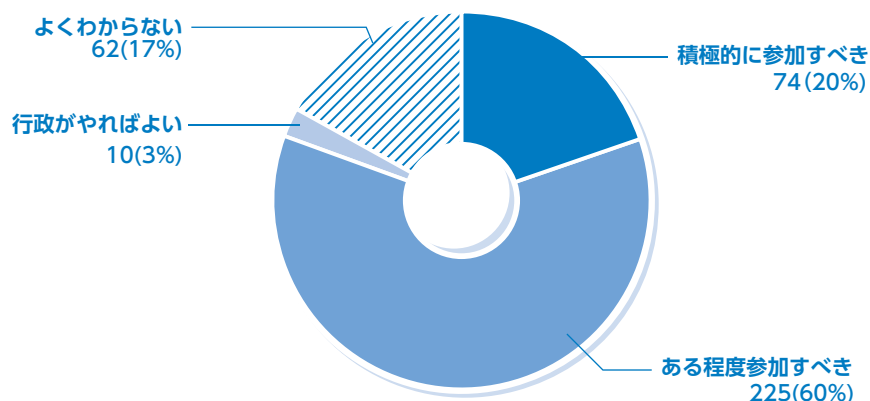


3 市民参加について

問 6. 市民が市政や行政サービスに参加する必要性があると思いますか。

(回答者数：371 人)

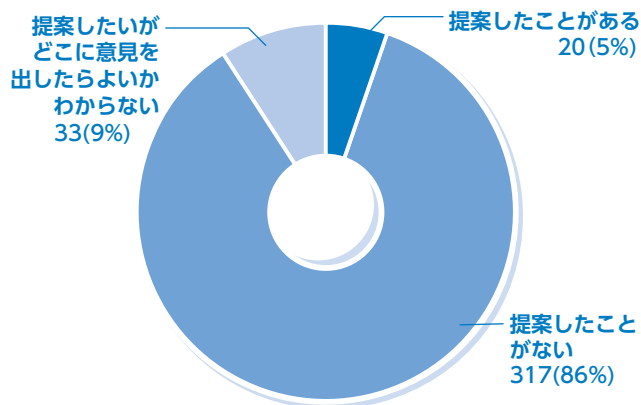
「積極的に参加すべき」と「ある程度参加すべき」を合わせると 80%と高く、「行政がやればよい」はわずか 3%と市民の多くは市民参加の必要性を感じていることが伺えます。



問7. 市の政策決定や計画づくりに、意見やアイデアを提案したことはありますか。

(回答者数：370 人)

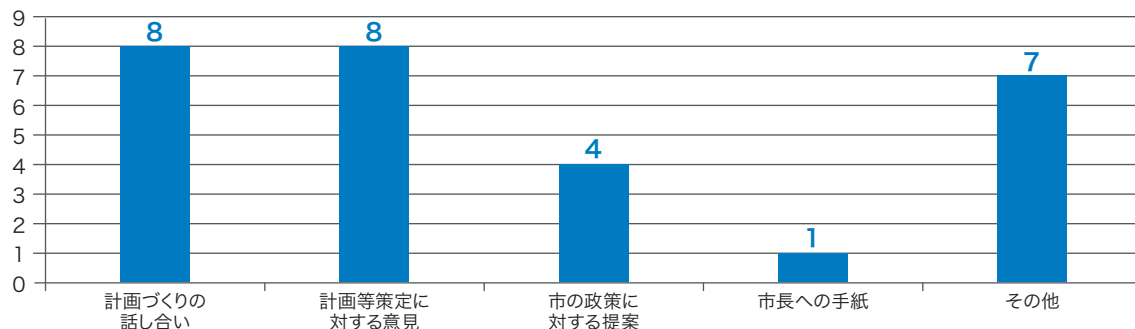
「提案したことがある」は5%と低く、ほとんどの方が意見や提案をしたことがないという結果となりました。また、「提案したいがどこに意見を出したらよいかわからない」と回答した方が9%もいることから、市民への情報提供のさらなる充実の必要性が伺えます。



問8. 問7で「提案したことがある」と回答した人の意見・提案の方法は何ですか。

(回答者数：20 人／複数回答可)

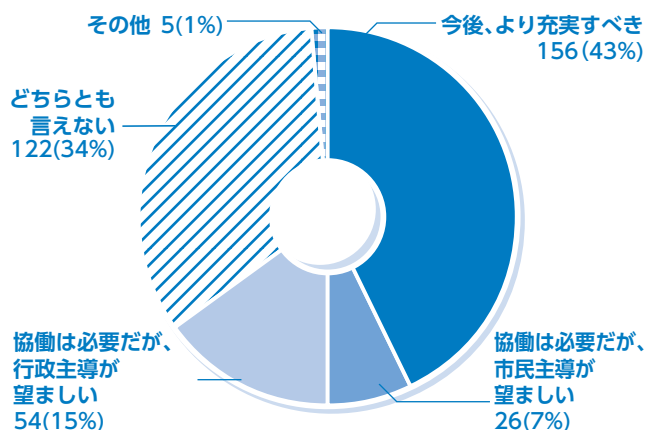
「計画づくりの話し合い」と「計画等策定に対する意見」と回答した方が最も多く、「市長への手紙」と回答した方は1人でした。



4 市民協働について

問9. 市民協働を推進する必要性があると思いますか。(回答者数：363 人)

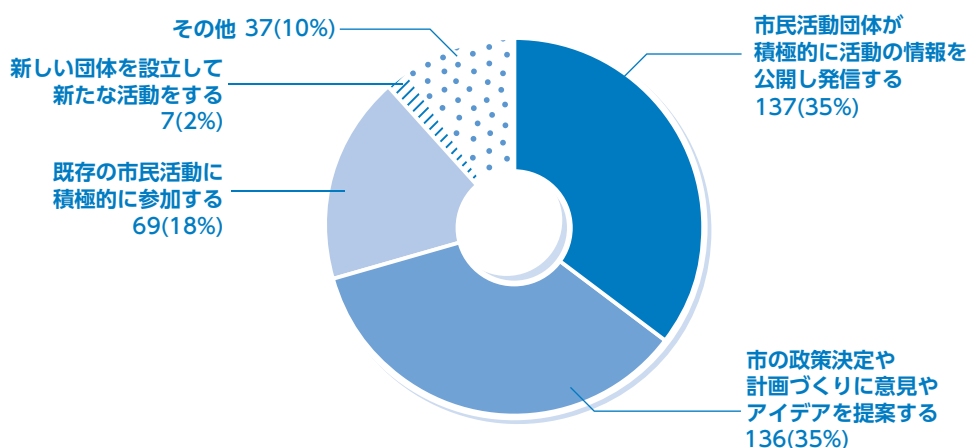
「今後、より充実すべき」と「協働は必要」を合わせると65%と過半数を占め、市民の多くが市民協働の必要性を感じています。また、「どちらとも言えない」と回答した方は34%となりました。



問 10. 市民協働によるまちづくりを進めるために、市民として何が必要だと思いますか。

(回答者数：386 人)

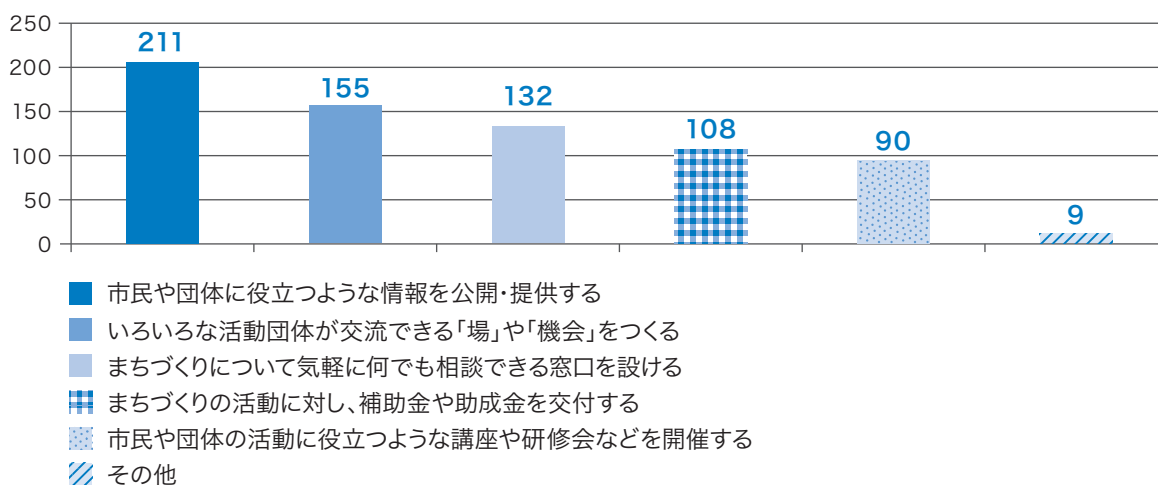
「市民活動団体が積極的に活動の情報を公開し発信する」と「市の政策決定や計画づくりに意見やアイデアを提案する」といった意見が多く、「新しい団体を設立して新たな活動をする」は最も低い結果となりました。



問 11. 市民協働によるまちづくりを進めるために、行政として何が必要だと思いますか。

(回答者数：386 人／複数回答可)

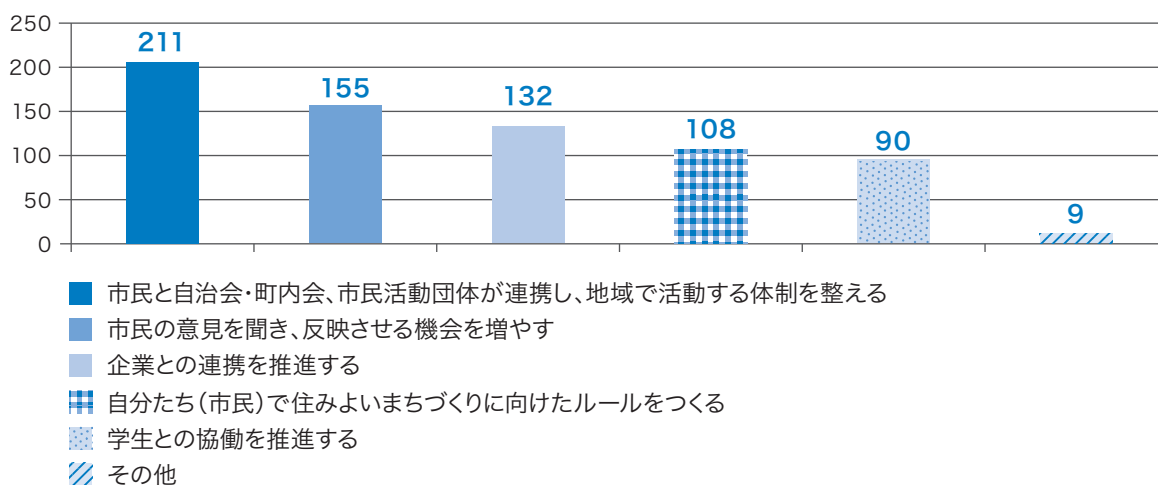
「市民や団体に役立つような情報を公開・提供する」が最も多く、他の項目も含めて市民協働によるまちづくりに対して行政の支援を必要としていることが分かります。



問 12. 今後、より市民協働を進めるために何が必要だと思いますか。

(回答者数：386 人／複数回答可)

「市民と自治会・町内会、市民活動団体が連携し、地域で活動する体制を整える」「市民の意見を聞き、反映させる機会を増やす」と答えた方が多く、他の項目も含め、様々な形態による協働が求められていることが伺えます。

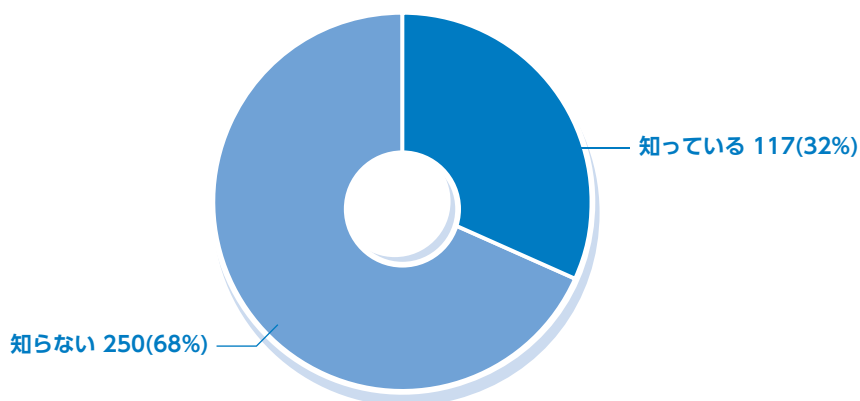


5 藤枝市の取り組みについて

問 13. 藤枝市が実施している「藤枝ボランティア事業」や「市民政策提案事業」をご存知ですか。(回答者数：367 人)

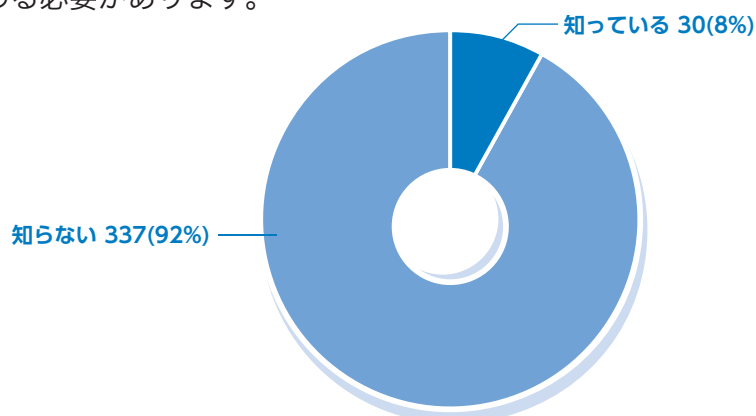
① 藤枝ボランティア事業

「藤枝ボランティア事業」の認知度は 32%にとどまっているため、市民への情報提供のさらなる充実に努める必要があります。



②市民政策提案事業

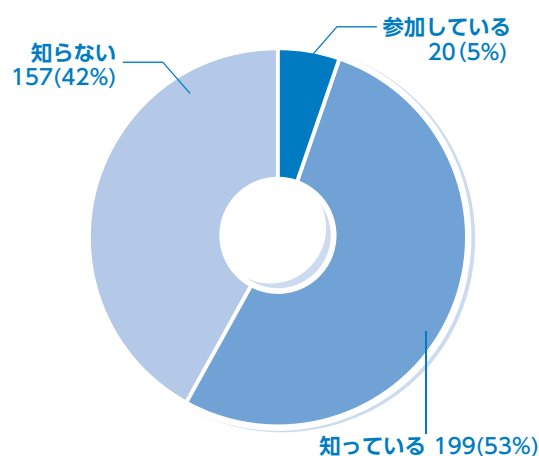
「市民政策提案事業」は、広報ふじえだや市ホームページ、ポスター、学校訪問などにより幅広く周知していますが、認知度は8%と低いことから、市民への情報提供のさらなる充実に努める必要があります。



問 14. 道路や公園などの公共の場に花を植えたり清掃などの美化活動を行う「まち美化里親制度」をご存知ですか。

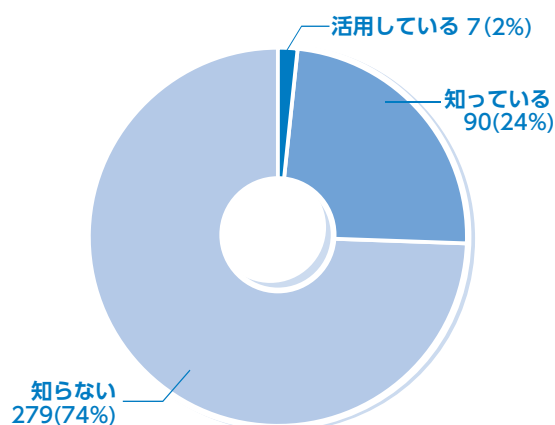
(回答者数：376 人)

平成 15 年度の事業開始以降、登録団体は年々増加し、令和 2 年 3 月末では 63 団体が活動しています。登録団体の P R 看板を設置していることもあり、「知っている」と回答した方は 53%と高い水準となりました。



問 15. 市民活動の活性化と地域コミュニティの拠点施設としての「ふじえだ市民活動支援センター（文化センター 2 階）」をご存知ですか。(回答者数：376 人)

市民活動支援センターは平成 14 年 12 月に開設しましたが、「活用している」が 2%、「知っている」が 24%と認知度が低いことから、市民への情報提供のさらなる充実に努める必要があります。



問 16. 本市における市民と行政の協働のまちづくりのあり方について、ご意見・ご提言がありましたらご記入ください。

- もっと情報発信するべきだ。
- Instagramなど若い世代に市の情報を流し続けた方が良い。
- インターネットで簡単に意見が提言できる環境を整えたら良い。
- 自分が活動できる情報が得られる情報掲示板などがあれば良い。
- SNSやラインなどのメディアを活用し、若い世代に情報を発信してほしい。
- 自分にできる協働の場の情報が少ないと感じるので情報がほしい。
- 行政から積極的にまちづくりの事業の紹介、募集の情報がほしい。
- 活動している団体の情報をまとめたものがほしい。
- 協働事業を上手に発信し、市民の関心を得られる告知活動が必要だ。
- まちづくりの実態について、知る機会を増やすことが必要だ。
- 市の取り組みについて、年齢が若い人にも積極的に発信してほしい。
- 市民との協働事業の実施状況や計画をうまく告知することが大切だ。
- 一人でも気軽に参加でき、お年寄りが参加できることが大事だ。
- ある程度の有料ボランティアは必要だ。
- いつでも意見、提言ができるような専用セクションがあれば良い。
- 目安箱的なもので、特に印象の深いものは広報などに載せれば良い。
- 外国人も参加しやすい活動があると良い。
- 楽しみながらできたらもっと多数の参加があると思う。
- 企業での活動をリタイアされたシニア世代(60～70代)の知識と経験を活用していくことも一案だ。
- 働く女性でも参加しやすい活動があれば気軽に参加できる。
- 大きな活動でなく、身近なもので何か参加できたら良い。
- 建前で協働と言いつつ、行政の都合で振り回されることがある。
- 事業変更の際は、丁寧な説明が必要だ。
- 若者を巻き込んで協働することが望ましい。
- 企業との協働は大きなことができる反面資金がかかる。
- 困った時、気軽に相談できる窓口を開設してほしい。
- 市民ではなく、行政が主体になるべきだ。
- 市民と行政が協力しながら住みやすい藤枝市をつくってほしい。
- 市民協働によるまちづくりは行政が市民を引っ張っていくべきだ。
- 行政からの場所の提供とパンフレットの配布だけでは前に進めない。

(2) 市民活動団体の状況（市民活動団体実態調査）

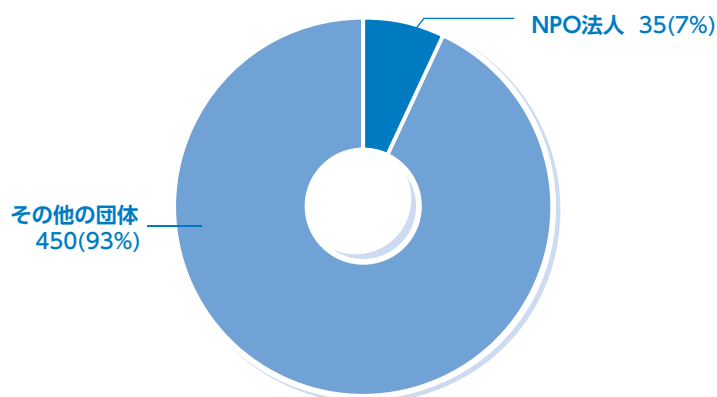
庁内関係各課、市社会福祉協議会、ふじえだ市民活動支援センターなどの協力のもと、令和元年9月17日から10月3日まで関係する648団体を対象に活動状況調査及びアンケートを実施しました。

本結果は、回答があった485団体の状況を集計したものです。

1 団体の形態・活動分野

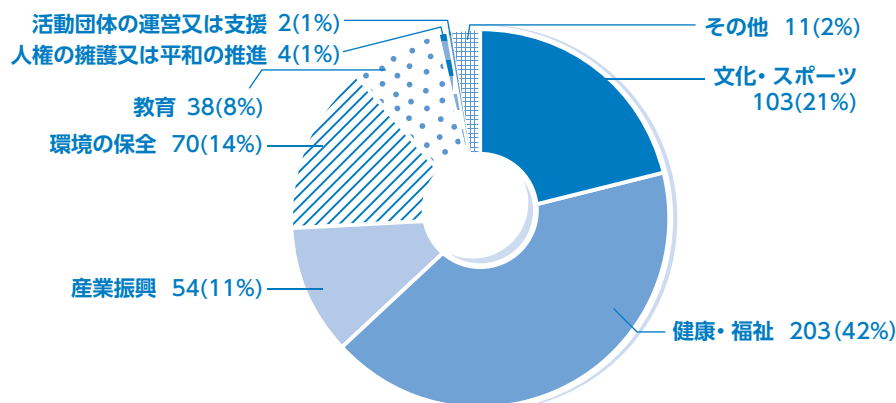
① 団体の形態（総数：485 団体）

NPO法人と、その他の団体の割合を調べたもので、その他の団体には一般社団法人なども含まれますが、ほとんどが法人格を持たない任意の団体です。団体の活動内容や団体の規模により、各団体に合った形態を選ぶことが重要になりますが、信頼度の向上などメリットがあるNPO法人化に向けた団体への設立支援も引き続き必要となります。



② 団体の活動分野（総数：485 団体）

各団体が行っている活動分野を分類したもので、最も多いのが「健康・福祉」で42%を占めており、「文化・スポーツ」を合わせると63%と、この2分野で全体の半数以上を占めています。また、「人権の擁護又は平和の推進」「活動団体の運営又は支援」の分野は少ない状況となっています。

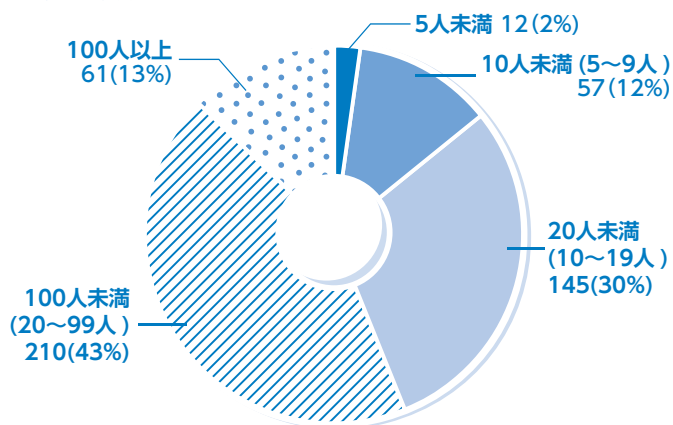


② 団体の会員数・存続年数・活動日数

① 団体の会員数

(総数：485 団体)

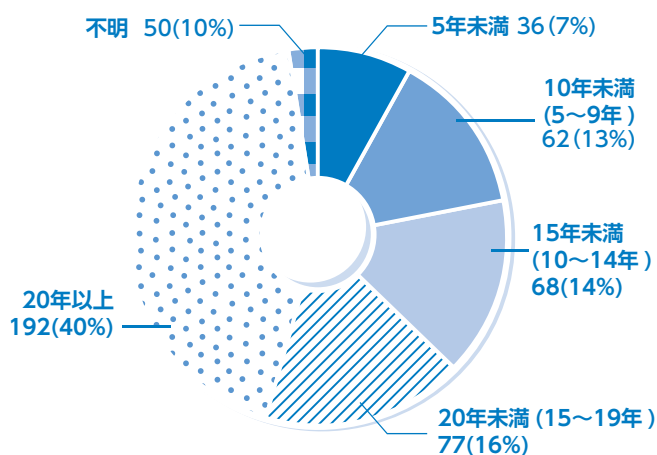
「20 人以上」の団体が全体の56%を占め、安定した運営をしていることが伺えます。一方で、「10 人未満」の団体も14%存在しています。



② 団体の存続年数

(総数：485 団体)

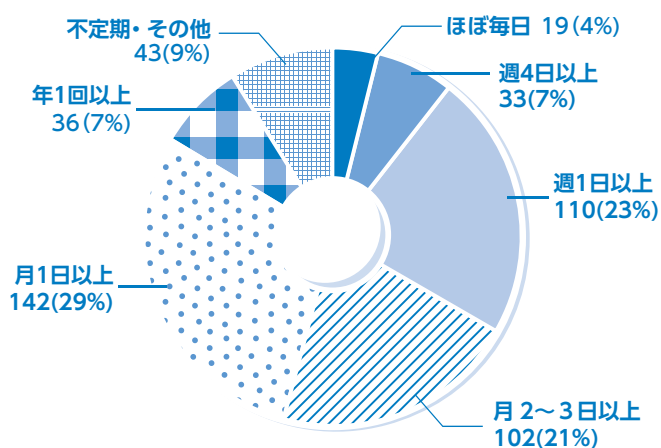
「20 年以上」続いている団体が40%を占め、長年にわたり、活動を継続していることが伺えます。また、「5 年未満」の団体は7%と他に比べて団体数が少なくなっています。



③ 団体の活動日数

(総数：485 団体)

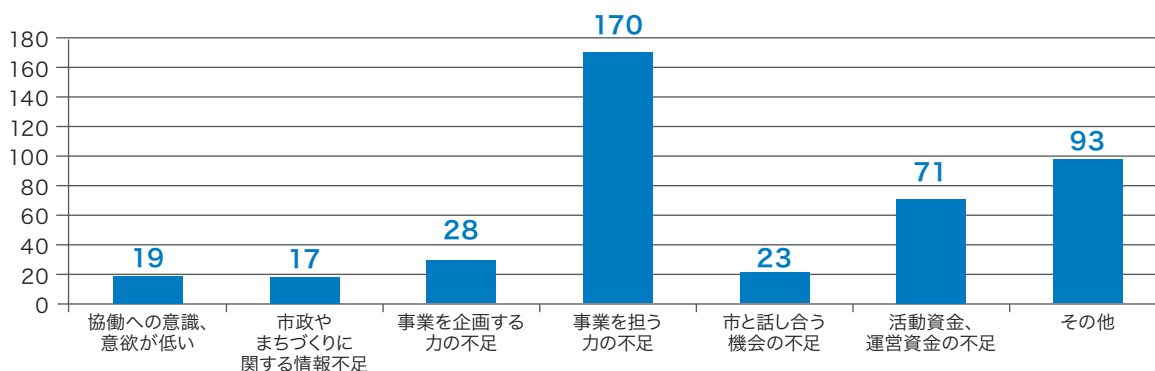
「月1日以上」が29%、「月2～3日以上」が21%、「週1日以上」が23%、「週4日以上」が7%と多くの団体が定期的に活動している様子が伺えます。また、「ほぼ毎日」活動している団体も4%あります。



3 市民活動団体実態調査アンケート結果

①団体の課題（回答団体数：254 団体／複数回答可）

市民活動団体の抱える課題としては、「事業を担う力の不足」が最も多く、会員の高齢化による活動の縮小や廃止、新規会員の加入が少ない、組織力が弱い、事業運営のノウハウを持つ人材の不足を感じています。次に、「活動資金、運営資金の不足」で、会員不足による活動資金の減少、公的機関等からの助成金や協賛金が減少したためという回答も多くありました。



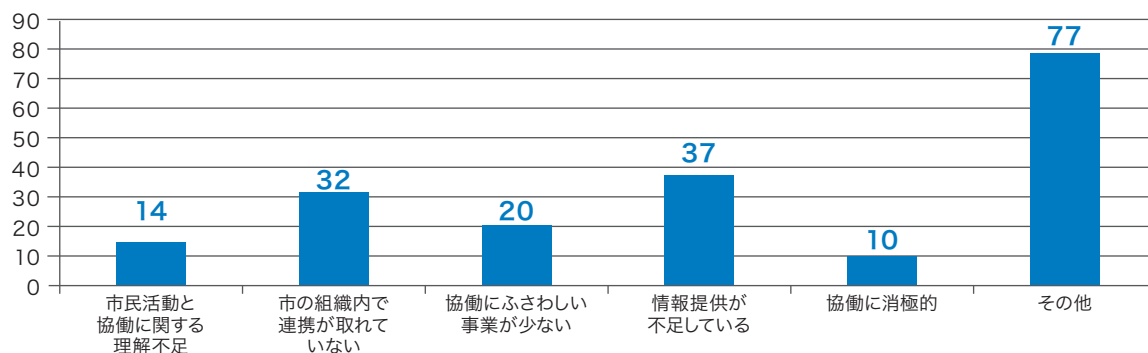
②団体の課題に対する「その他」の意見を紹介します。

- 経営力を身に着けたい。
- 運営スタッフの若返りと仲間がほしい。
- 専門知識を持った指導者がいない。
- 高齢化と会員の減少で役員のなり手がいない。
- 主な役員が2～3年で交代してしまい、継続的な取り組みが難しい。
- 一部の会員の力に頼っている面があり、今後の継続が不安である。
- 立ち上げたときのモチベーションを持続させていくのが難しい。
- 活動に対して、事務局への依存が強い。
- 活動する会場確保が困難である。
- 公共施設の利用に際し、助成・減免など柔軟に対応してほしい。
- 生涯学習センターのホールなどに代わる施設がない。
- 活動場所に駐車場がない、又は不足している。
- 新しい事業を始めるにあたり、資金が不足している。
- 会員が減少し、運営資金が不足している。
- 市町の対応だけでは難しい課題が多く、県や国の力が必要である。
- 限られた資金に見合った事業を探すのが大変である。
- 事務書類が細かく、ボランティアでは大変である。
- 若いボランティアが集まらない。

- 熟年世代のボランティア活動へのアプローチを図りたい。
- 他市などの活動情報やコンタクト先が不足している。
- 同様の活動をしている他の団体、個人と連携したい。
- 他団体との繋がりがなく、協力団体が必要と感じる。
- 市や地元町内会との連携を深め、拡大していくことが必要である。
- 知名度不足なので活動をPRしていきたい。
- 活動にあたり、市と話し合う機会がほしい。
- 必要に応じて、市と話し合い連携して活動を行っている。
- 活動に際して市の援助、協力に感謝している。

③ 団体が思っている市の課題

「情報提供が不足している」が最も多く、市民への情報提供のさらなる充実に努める必要があります。続いて、「市の組織内で連携が取れていない」や「協働にふさわしい事業が少ない」などの意見があげられています。



④団体が思っている市の課題に対する「その他」の意見を紹介します。

- 市の担当者が異動により代わるので苦勞する。
- 人事異動により業務に対する知識、意識の低下が心配である。
- 市役所内での連携不足でたらい回しになることがある。
- 相談する部署を明確にしてほしい。
- 団体に事業を丸投げしている感がある。
- 窓口担当課との意思疎通が円滑にできていない。
- 施設使用料を減免してほしい。
- 会場等の優先利用をお願いしたい。
- 催しが一時期に集中するので分散してほしい。
- 自主活動ができる場所の提供、空き室等を活用させてほしい。
- 助成金をカットしないで、活動への応援や補助をお願いしたい。
- 助成金がなくなり活動に苦慮しているので助成金を継続してほしい。
- 市の助成を受けるための書類を簡素化してほしい。
- 地区と情報交換、情報収集をしてほしい。
- 市が決定してからの連絡が多い。
- 他の団体の活動状況や活動計画など市からの情報提供をお願いしたい。
- 各課で協働できる事業の一覧を掲示し、各団体にも通知してほしい。
- 次年度計画を立てる時期に情報がほしい。
- 情報誌の提供はあるが、先進地視察の機会を設けてほしい。
- 協働にふさわしい市の情報をオープンにすること。
- 病院などにチラシを置いてほしい。
- 他の活動グループと合同で発表や展示会をやりたい。
- マッチングの時間や機会がとりにくい。
- 他の団体とのマッチングの機会をつくってほしい。
- 里山の整備に関する協働の場が少ない。
- 蓮華寺池公園の活性化策がない。
- 高齢者施策がバラバラで他市に比べても遅れている。
- 地区交流センターの講座は応募人数が少なくても開催してほしい。
- 施設の管理が指定管理者任せになっているので、市は現場の状況を把握してほしい。
- 年に1回活動報告を求めるだけであり、地域や活動の実状が理解されていない。



⑤自由意見

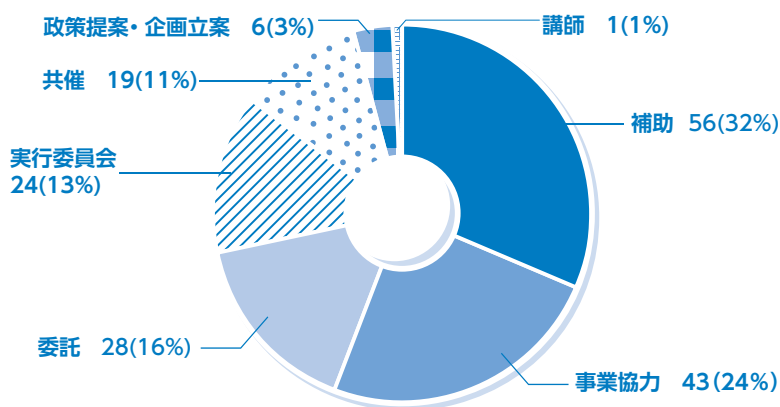
- 事業が多く、案内や募集が個人に集中しすぎる。
- Fボラを募集するタイミングを教えてほしい。
- Fボラについて、市が主催するイベント等で活動してくれた高校生に対して、ボランティア活動証明書を発行できるようにしてほしい。
- 少額の時間給を払えれば参加者が増えると思う。
- 新規会員を募集するために有料ボランティア制度の導入を要望したい。
- 活動方針、支援策をゆっくり考える場や時間がない。
- 外部から指導者を呼んだ講座などがあれば良い。
- 技術向上できる講座があれば良い。
- 企画の内容によって補助金が増額されるような制度を検討してほしい。
- 様々な団体の活動状況が見えるカレンダー掲示板のような機能と団体の活動内容がリンクするものがあれば良い。
- 市民協働フォーラムの名称が固いため、変更した方が良い。
- 市民活躍まちづくり事業補助金制度の対象活動の幅を広げてほしい。
- 市民活躍まちづくり事業補助金制度の延長、継続をお願いしたい。
- 市民活躍まちづくり事業補助金制度の申請書類や手続きを簡素化してほしい。
- 市民活躍まちづくり事業補助金は少額でも広く補助してもらいたい。
- 市民活躍まちづくり事業補助金制度では、関係課からの助言やアドバイスなどがほしい。
- 市民活躍まちづくり事業補助金制度を活用して、クラウドファンディングを積極的に取り入れていきたい。
- 行政は地域活動に助成金を出せば解決すると感じていないか。
- ふじえだスマイルについて、このサイトをどれだけの市民が閲覧しているか疑問である。
- 市民政策提案は、おもしろいアイデアも重要になるが、さらに弱者に向けたアイデアがあれば良い。
- 各団体の活動内容などを報告し合う交流の機会があれば良い。
- アンケート受け、どのような支援策に反映されるのか注視したい。
- 協働意識の向上と地域活動への積極的な参画を要望したい。

(3) 協働事業の状況

庁内各課と市民活動団体などが協働により実施している事業を調査したもので、平成19年度から毎年実施しており、平成30年度の177事業をまとめたものです。

① 協働事業の数（全体事業数：177 事業）

全体事業数は177事業で、「補助」が56事業で最も多く、続いて、「事業協力」が43事業、「委託」が28事業、「実行委員会」が24事業、「共催」が19事業となり、「政策提案・企画立案」は6事業にとどまり、この分野では市民が参加できる環境が依然として少ない状況が伺えます。



2 計画策定スケジュール

年 月 日	会 議 等	内 容
令和元年 5月23日	行政経営会議	計画策定基本方針の承認
令和元年 6月19日	第1回庁内策定部会	計画策定基本方針の説明、 現計画の検証
令和元年 6月20日	市議会総務文教委員会	計画策定基本方針の説明
令和元年 7月 3日	第1回協働推進懇話会	改定概要及び計画骨子の説明
令和元年 8月 5日	第2回庁内策定部会	計画骨子の説明、 計画素案の検討
令和元年 9月 3日	第2回協働推進懇話会	計画素案の協議
令和元年10月18日	市議会総務文教委員会	計画素案の説明及び意見聴取
令和元年10月24日	第3回庁内策定部会	計画案の検討
令和元年11月 6日	第1回庁内策定委員会	計画案の検討
令和元年11月12日	行政経営会議	計画案の承認
令和元年11月14日	第3回協働推進懇話会	計画案の協議
令和元年12月10日	市議会総務文教委員会	計画案の報告、パブリック コメントの実施説明
令和元年12月19日	市議会全員協議会	計画案の報告、パブリック コメントの実施説明
令和元年12月25日 ～令和2年 1月25日	パブリックコメントの実施	
令和2年 2月17日	行政経営会議	パブリックコメントの 結果報告、計画の決定
令和2年 2月27日	第4回協働推進懇話会	パブリックコメントの 結果報告、計画の決定報告
令和2年 3月10日	市議会総務文教委員会	パブリックコメントの 結果報告、計画の決定報告

3 協働推進懇話会

(1) 協働推進懇話会委員名簿(敬称略)

NO	所 属 (役 職)		氏 名
1	学識経験者	静岡産業大学情報学部(教授)	(委員長) 小泉 祐一郎
2	ボランティア連絡協議会	藤枝市ボランティア連絡協議会(会長)	(副委員長) 小池 操
3	ふじえだ市民活動支援センター	特定非営利活動法人 藤枝市民活動サポートびゅあ(理事)	大石 みどり
4	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 障害者活動支援団体げんきむら (理事長)	駒澤 徳紀
5	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 S A C L A B O (理事)	大場 唯央
6	市民活動団体	おかベプロジェクト未来(副会長)	朝比奈 秀
7	市民活動団体	いっぽの会(代表)	間島 二美子
8	自治会連合会	藤枝市自治会連合会(副会長)	竹下 昭二
9	藤枝商工会議所	株式会社 山田組(常務取締役)	山田 幸保
10	藤枝市社会福祉協議会	藤枝市社会福祉協議会 地域支援課(主幹兼地域福祉係長)	近藤 美和子
11	行政機関の職員	藤枝市企画創生部企画政策課 (都市創生担当係長兼ふるさと 応援担当係長)	江坂 祐哉



(2) 協働推進懇話会設置要綱

(目的)

第1条 市民との協働の推進を目的とする藤枝市協働基本方針の策定及び促進のため、協働推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 懇話会は、市民との協働の推進にあたり、市民や市民活動団体等の情報の提供と提言を行う。

(委員)

第3条 懇話会は、委員12人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

ふじえだ市民活動支援センター、特定非営利活動法人、市民活動団体、自治会連合会、ボランティア連絡協議会、藤枝商工会議所、公募市民、社会福祉協議会職員、行政機関の職員、学識経験者、その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2か年度とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 懇話会に委員長及び副委員長を1人置き、委員の互選とする。

2 委員長は、懇話会を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、必要に応じて市長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、懇話会の会議に関係者の出席をもとめ、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 懇話会の事務局は、市民文化部市民活動団体支援課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

4 計画策定組織

(1) 策定委員会名簿

所 属		役 職	氏 名
総務部	人事課	人事課長	石橋 学
企画創生部	企画政策課 ICT推進室	企画政策課長兼 ICT推進室長	渡邊 章博
財政経営部	財政課	財政課長	大久保 宣宏
市民文化部	協働政策課 交通安全対策室	協働政策課長兼 交通安全対策室長	齊藤 宏和
健やか推進局	健康推進課	健康推進課長	岩本 豊
産業振興部	産業政策課 創業支援室	産業政策課長兼 創業支援室長	小西 裕充
都市建設部	花と緑の課	花と緑の課長	大塚 繁
環境水道部	環境政策課	環境政策課長	横山 茂幸
教育部	教育政策課	教育政策課長	杉原 一行

(2) 策定部会名簿

所 属		役 職	氏 名
総務部	人事課	主幹兼人財育成担当係長兼 女性活躍推進総括係長	福地 晶子
企画創生部	企画政策課	働き方改革担当主任主査	北川 雄一
財政経営部	財政課	財政担当係長	杉村 好之
市民文化部	協働政策課	主幹兼地域活動推進担当係長	岩井 亮憲
健やか推進局	健康推進課	地域保健係長	中司 里香
産業振興部	創業支援室	主幹兼創業支援係長	水野 圭子
都市建設部	花と緑の課	花と緑の係長	萩原 大介
環境水道部	環境政策課	主幹兼環境政策係長	花澤 澄子
教育部	教育政策課	主幹兼教育政策係長	杉村 友久

事務局	市民文化部	市民文化部長	横井 美保子
	市民活動団体支援課	市民活動団体支援課長	宇野 孝伸
		市民協働推進係長	田代 かをる
		主任主事	千野 克英
		主任主事	杉本 舞衣

5 ふじえだ市民活動支援センターの概要

ふじえだ市民活動支援センター

藤枝市文化センター2階の市民交流フロアにあり、市民活動やNPO法人設立等に関する相談業務、市民活動に関する情報の受発信、市民協働フォーラムや各種の講座・研修会の開催など、市民や市民活動団体を支援する「中間支援組織」としての役割を担っています。

利用案内

ボランティア活動や市民活動(社会貢献活動)を行っている、又はこれから始める個人や団体が利用できます(ただし、営利目的、政治活動、宗教活動は除きます)。

利用登録をすることで様々なメリットがあります。

★開館日・時間(スタッフ駐在):

月曜日～金曜日9時30分～16時30分

★休館日:

土曜日、日曜日、祝日、年末年始、お盆休み、文化センターの休館日

※休館日と時間外はスタッフ不在になりますが、登録団体に限り会議室・印刷室が事前予約で利用できます(文化センター休館日を除く)。

★施設案内:

- ・フリースペース／ミーティングなど誰でも自由に利用できます。また、市民活動団体の情報を見たり、掲示板による団体の活動紹介やPRもできます。
- ・会議室／会議や打合せ、準備作業の場所として利用できます。
- ・印刷室／印刷機や複写機(いずれも有料)が利用できます。
- ・ITコーナー／パソコン教室を開催しています。また、大型プリンター(最大A1版)も利用できます。

利用料金

★登録料:1,000円

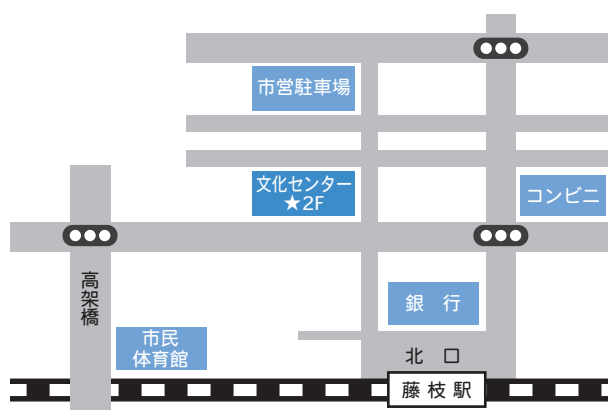
★年会費:1,200円

※年度途中での登録は100円/月で計算

★複写機:

印刷機利用料金は登録団体・非登録団体で異なります。

＝案内図＝



藤枝市市民協働指針・行動計画2020

発 行 令和2年3月

発行者 藤枝市 市民活動団体支援課

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1-11-1

Tel: 054-643-3274 Fax: 054-643-3327

E-mail: siminkatsudo@city.fujieda.shizuoka.jp

